研究活動の不正行為への対応に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、三重県工業研究所(以下「研究所」という。)における研究活動の不正行為に対する適切な仕組みを設けることにより、研究所の研究倫理の保持及び向上に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規程において対象とする「研究活動の不正行為」とは、研究所が公表する研究 成果の中に示されたデータ、情報又は調査結果等になされた、以下の各号に定める行為で あって、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによ るものをいう。ただし、根拠が示されて故意によるものではないと明らかにされたものは 不正行為には当たらない。
 - (1) 捏造:存在しないデータ、研究結果等を作成すること、又はこれら作成したものを 記録、報告又は論文等に利用することをいう。
 - (2) 改ざん: 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工する若しくは、それを記録すること、又はそのような真正でない加工したデータ・結果等を用いて研究の報告、論文等を作成・発表することをいう。
 - (3) 盗用:他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
 - (4) 二重投稿:著者自身によってすでに公表されていることを開示することなく、同一の情報を投稿し、発表することをいう。
 - (5) 不適切なオーサーシップ:著者としての資格がないにもかかわらず、真の著者から 好意的に付与されること並びに著者としての資格がありながら著者としてクレジットされ ていないことをいう。
- 2 この規程において「公的研究費」とは、三重県単独の研究費、国の各省庁・独立行政法 人・民間財団等が公募により研究課題を募る事業による競争的研究費(以下「競争的研究 費」という。)等、研究所が扱う研究費のことをいう。
- 3 この規程において「研究所職員」とは、研究所の研究活動に係る職員のことをいう。

(最高管理責任者)

- 第3条 研究所に、最高管理責任者を置く。
- 2 最高管理責任者には、研究所の所長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、研究所全体を統括し、公的研究費の運営・管理について、最終責任 を負う。

(統括管理責任者)

- 第4条 研究所に、統括管理責任者を置く。
- 2 統括管理責任者には、事務担当(以下「統括管理責任者(事務担当)」という。)として企画調整課長、研究担当(以下「統括管理責任者(研究担当)」という。)として研究管理監をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について研究所全体を統括する指導責任と権限を持つ。

(コンプライアンス推進責任者)

- 第5条 研究所に、コンプライアンス推進責任者を置く。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、研究所内の各課長(各研究室においては各室長)をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、研究所内の各課及び各研究室における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。
- 4 コンプライアン推進責任者は、自己の管理監督又は指導する課室等において、定期的に 啓発活動を実施する。

(防止計画推進部署)

- 第6条 研究所に、防止計画推進部署を置く。
- 2 防止計画推進部署には、企画調整課をもってあてる。
- 3 防止計画推進部署は、研究倫理に関する知識を定着・更新させるため、研究所職員を対象として研究倫理教育を定期的に行わなければならない。また、受講状況及び理解度について把握し、定期的に見直しを行う。

(監查委員等)

第7条 監査委員等(監査委員事務局及び出納局等)は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。

2 監査委員等は、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(研究所職員)

- 第8条 研究所職員は、第6条第3項に定める研究倫理教育を受講しなければならない。
- 2 研究所職員は、前項の研究倫理教育及び活用する競争的研究費の規程等に定められた研究倫理教材等により、研究倫理に関する知識を定着・更新し、公正な研究活動を行うとともに適正に研究費を執行する。

(行動規範)

- 第9条 研究所職員は、三重県行政組織規則第59条に定められた設置目的の達成に向け、 三重県職員として高い倫理観を持ち、研究活動を行う。
- 2 研究所職員は、研究活動において、法令、関係規則等及び研究所の定める規程等を遵守 し、第2条に定める研究活動の不正行為を行わない。
- 3 研究所職員は、公的研究費の執行において、三重県会計規則・運用方針等及び競争的研 究費の規定等を遵守し、適正な運営・管理を行う。
- 4 研究所職員は、実験ノート、実験データ及びその他の研究資料等を適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 5 前項の保存・管理及び開示に係る担当者は、研究所職員が所属する課室のコンプライアンス推進責任者をもって充てる。

(研究倫理委員会)

- 第10条 研究所に、研究倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)を設置する。
- 2 倫理委員会は、研究活動に係る不正防止のため、研究倫理教育の企画・改善等の審議等を行う。
- 3 倫理委員会は、次の者によって構成する。
 - (1) 最高管理責任者
 - (2) 統括管理責任者(事務担当)
 - (3) 統括管理責任者(研究担当)
 - (4) コンプライアンス推進責任者
- 4 倫理委員会の長は、最高管理責任者があたり、倫理委員会を総括する。
- 5 倫理委員会の事務は、企画調整課の職員が行うものとする。

(告発等の受付窓口)

- 第11条 研究活動の不正行為に関する告発等を受け付ける窓口は、統括管理責任者(事務担当)をもってあてる。
- 2 告発等の不正に係る情報があった場合は、統括管理責任者(事務担当)は迅速かつ確実に最高管理責任者に報告する。

(告発等の取扱)

- 第12条 告発は、受付窓口に対する書面(別紙様式第1)、電話、FAX、電子メール、面 談などの手段により行われるものとする。
- 2 告発は、原則的に、顕名により行われ、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正 行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されているも ののみを受付けるものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発 があった場合に準じた取扱をすることができる。
- 4 研究者の異動等により、告発を受け付けるのが他の研究機関であるべき場合や、他の研 究機関とともに調査を行う方がよい場合は、当該告発を他の研究機関に回付又は通知する。
- 5 他の研究機関から調査の要請があったときも、顕名の告発があった場合に準じた取扱をすることができる。
- 6 顕名で告発があった場合は、告発者に受け付けたことを通知する。
- 7 報道や学会等で不正行為が指摘された場合は、匿名により告発があった場合に準じて扱う。
- 8 告発までに至らない段階の相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。これに対して告発の意思表示がなされない場合にも、研究所の判断で当該事案の調査を開始することができる。
- 9 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。

(告発者・被告発者の取扱)

- 第13条 告発を受付ける場合、受付担当の職員は、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- 2 受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査 結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏らさないよう、関係

者の秘密保持を徹底する。

- 3 悪意(被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告 発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えるこ とを目的とする意思。以下同じ。)に基づく告発であったことが判明した場合は、告発者に 警告を行うものとする。
- 4 告発がなされたことのみをもって、被告発者の全面的な研究活動を禁止しない。

(予備調査)

- 第14条 統括管理責任者(研究担当)は、第12条の告発を受け付けたとき速やかに、告発された行為が行われた可能性、告発の際示された科学的合理的理由に論理性があるかなど、告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。
- 2 統括管理責任者(研究担当)は、第11条の告発を受け付けたとき、コンプライアンス 推進責任者に対し、それらが保有する資料の保全を命ずることができる。
- 3 予備調査に係る事務は、企画調整課の職員が行うものとする。
- 4 最高管理責任者は、第9条の倫理委員会において予備調査に当たらせることができる。
- 5 予備調査は、第2項の規定により保全された資料又は自ら収集した資料を精査し、又は 職員等から事情聴取することにより行う。
- 6 予備調査の結果、告発をなされた案件が本格的な調査をすべきものと判断した場合、本調査を行う。
- 7 告発を受け付けた後、概ね30日以内に本調査を行うか否か決定するものとする。
- 8 本調査を行う場合、決定後、概ね30日以内に本調査を開始するものとする。
- 9 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等は保存し、告発者等の求めに応じ開示するものとする。
- 10 予備調査で悪意に基づく告発と判明したときは、告発者にその旨通知する。
- 11 他の研究機関から要請のあった調査の結果については、当該機関へその旨通知する。

(本調査の通知)

- 第15条 本調査を行うことを決定した場合、最高管理責任者は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。告発された事案の調査に当たっては、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないよう配慮する。
- 2 当該事案に係る研究が競争的研究費によるものであるときは、競争的研究費の配分機関 及び文部科学省に本調査を行う旨通知する。

(本調査の調査体制)

- 第16条 最高管理責任者は、本調査に当たっては、当該研究分野の研究者であって外部の者を半数以上含む調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会は、統括管理責任者(研究担当)を委員長とし、委員若干名から組織する。 外部委員以外の委員は、コンプライアンス推進責任者のうちから最高管理責任者が任命す るものとする。
- 3 調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 調査委員は、調査等に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
- 5 調査委員会に係る事務は、企画調整課で行う。
- 6 調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。
- 7 告発者及び被告発者は、前項の規定により通知を受けた調査委員の指名に不服があると きは、前項の通知を受けた日から7日を経過する日までに異議申立書(別紙様式第2)を 提出することができる。
- 8 異議申立てがあった場合、最高管理責任者は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(調査方法・権限)

- 第17条 調査委員会は、当該研究に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料 の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより、調査を行うとともに、被告発 者の弁明の聴取を行う。
- 2 調査委員会は、再実験などにより再現性を示すことを求めることができる。また、被告 発者が、自らの意思によりそれを申し出ることができる。
- 3 前項の場合、それに要する期間及び機会(機器、経費等を含む。)は、研究所で負担する。ただし、被告発者により同じ内容の申し出が繰り返して行われた場合、それが当該事業の引き延ばしや認定の先送りを主な目的とすると、調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。
- 4 調査委員会の調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は誠実に協力するものとする。
- 5 研究所以外の機関において調査が必要な場合、当該機関に協力を要請する。他機関から 要請があった場合は、誠実に協力する。

(調査の対象となる研究)

第18条 調査の対象には、告発等に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究も含めることができる。

(証拠の保全措置)

- 第19条 本調査に当たって、告発等に係る研究に関して、証拠となるような資料等を保全 する措置をとることができる。
- 2 研究所以外の機関において証拠の保全が必要な場合、当該研究機関に協力を要請する。 他研究機関から要請があった場合、誠実に協力する。
- 3 前2項の措置に影響しない範囲内であれば、被告発者の研究活動を制限しない。

(調査の中間報告)

第20条 当該事案に係る研究が競争的研究費によるものであるときは、調査の終了前であっても、競争的研究費の配分機関の求めに応じて、中間報告をすることができる。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第21条 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上 秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏れることのないよう十分配慮する。

(認定)

- 第22条 調査委員会は、被告発者の弁明と、調査によって得られた、物的・科学的証拠、 証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。
- 2 被告発者は、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠(生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等)を示して説明しなければならない。
- 3 調査委員会は本調査の開始後、150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定する。
- 4 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定する。

(調査結果の報告及び通知)

- 第23条 調査を終了したときは、調査委員会はただちに最高管理責任者に調査結果を報告する。最高管理責任者は、告発者及び被告発者(被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。)に通知する。被告発者が他の機関に所属している場合は、これらに加え当該所属機関に当該調査結果を通知する。
- 2 当該事案が競争的研究費によるものであるときは、競争的研究費の配分機関及び文部科学省に当該調査結果を通知する。
- 3 告発等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為があったと認定されたときは、取り下げなど研究者が自ら行った善後措置や、その措置をとるに至った経緯・事情等をこれに付すものとする。
- 4 悪意に基づく告発との認定があった場合、最高管理責任者は告発者の所属機関にも通知する。

(不服申立て、再調査)

- 第24条 不正行為と認定された被告発者は、調査結果が開示された日から10日以内に、 不服申立てをすることができる(別紙様式第3)。ただし、その期間内であっても、同一 理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について、前項により不服申 立てをすることができる。
- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、最高管理責任者の判断により、調査委員会に代えて、他の者に審査させることができる。
- 4 不正行為があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査委員会(前項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者)は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、以後の不服申立てを受付けないことができる。
- 5 再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合、ただちに被告発者に当該決定を通知する。

- 6 被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。競争的研究費によるものであるときは、競争的研究費の配分機関及び文部科学省に当該調査 結果を通知する。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 7 調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果をただちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は当該結果を被告発者、被告発者が所属する機関及び告発者に通知する。競争的研究費によるものであるときは、競争的研究費の配分機関及び文部科学省に当該調査結果を通知する。
- 8 悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合、告発者が所属する 機関及び被告発者に通知する。競争的研究費によるものであるときは、競争的研究費の配 分機関に通知する。
- 9 前項の悪意に基づく告発と認定された告発者からの不服申立てについて、調査委員会 (第3項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者)は、30日以内に再調査を行い、 その結果を最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、この審査の結果を 告発者、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。競争的研究費によるものである ときは、競争的研究費の配分機関に当該調査結果を通知する。

(調査結果の公表)

- 第25条 不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容には、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、研究所が公表時までに行った措置の内容に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等が含まれるものとする。
- 2 不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に明らかになっている場合は、調査結果を公表することができる。
- 3 悪意に基づく告発の認定があったときは、告発者の氏名・所属及び悪意に基づく告発と 認定した理由を併せて公表することができる。

(調査中における一時的措置)

第26条 最高管理責任者は、本調査を行うことが決まった後、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(不正行為が行われたと認定された場合の緊急措置等)

第27条 不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及 び関与は認定されていないが、不正行為が認定された論文等の主たる著者(筆頭著者もし

くはコレスポンディング・オーサーなど論文作成の中心となった責任者) (以下「被認定者等」という。) に対し、ただちに当該研究費の使用中止を命ずる。

2 被認定者等に対し、規程に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告する。

(不正行為は行われなかったと認定された場合の措置)

- 第28条 不正行為は行われなかったと認定された場合、本調査に際してとった研究費支出 の停止の措置を解除する。証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立て期間 が経過した後、または、不服申立ての審査結果が確定した後、すみやかに解除する。
- 2 当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に対して、周知する。また、当該事案が調査関係者以外に明らかになっている場合は、調査関係者以外にも周知する。
- 3 不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。
- 4 告発が悪意に基づくものと認定された場合、被告発者に対して、告発者の氏名、所属、 悪意に基づくものと認定した理由を通知する。

(補則)

第29条 この規程に定めるもののほか、調査委員会等の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

- この規程は、平成24年7月27日から施行する。
- この規程は、平成27年3月26日から施行する。
- この規程は、平成29年3月21日から施行する。
- この規程は、令和3年3月12日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規定は、令和6年3月5日から施行する。

申立日 令和 年 月 日

申立書

三重県工業研究所長 あて

所属

氏名

印

連絡先

研究活動の不正行為への対応に関する規程第12条に基づき、下記の研究不正行為について、申し立てを行います。

記

1 被申立者の所属、氏名

所属

氏名

2 研究不正行為の具体的な内容と根拠 (捏造、改ざん、盗用の別)

(対象となる研究成果物の特定など)

異議申立日 令和 年 月 日

異議申立書

三重県工業研究所長 あて

所属

氏名

囙

連絡先

研究活動の不正行為への対応に関する規程第16条第7項に基づき、令和 年 月日付けで通知のありました調査委員会の構成のうち、下記の者の任命について異議を申し立てます。

記

- 1 委員(長)名
- 2 異議申立の理由

不服申立日 令和 年 月 日

不服申立書

三重県工業研究所長 あて

所属

氏名 印

連絡先

研究活動の不正行為への対応に関する規程第24条に基づき、令和 年 月 日付けで通知のありました調査結果について、下記のとおり不服を申し立てます。

記

- 1 不服申立に係る箇所
- 2 不服申立の理由